

第3節 裁判員裁判傍聴記

奈良岡良佳

はじめに

裁判員制度が施行されてから約1年半が経ち、全国各地で1000件を超える裁判員裁判が行われてきています。これまで裁判員裁判について制度的な面については学んできましたが、実際には傍聴をしたことはありませんでした。学生のうちに一度は経験しておこうと思ひ、2011年1月25日から27日にかけて青森地方裁判所で公判が開かれた県内18例目となる裁判員裁判を傍聴してきました。初めて身体で触れた裁判員裁判について、公判の内容をまとめ報告したいと思います。

1. 公判の概要

本裁判は、2010年11月に三沢市で起きた女性強盗傷害事件について、被告人が住居侵入および強盗傷人の幫助¹をした罪で問われた点で異色なものとなりました。事件の事実関係については争いがなく、証拠の確認と量刑の判断についての審理がなされました。

(1) 公判のスケジュール

- 1月25日 起訴状朗読、検察・弁護側の冒頭陳述、検察・弁護側の証拠調べ、
弁護側の被告人質問
- 1月26日 検察側の被告人質問、裁判官・裁判員の被告人質問、
証拠(検察側と弁護側で食い違いがあった部分)の採否、被害者の意見書陳述、
検察側の論告・求刑(懲役3年)、弁護側の最終弁論、被告人の最終意見
- 1月27日 判決(懲役2年8月)

(2) 対象事件の概要

本裁判において対象事件となったのは、2010年11月に三沢市に住む67歳の女性宅に男3人が宅配業者を装って押し入り、被害者の手首を拘束し、ナイフを突き付けて頭や胸を殴るなどの脅迫・暴行を加えた上で、時計やバック、現金合わせて94万円相当を奪って逃走し、よって被害者に全治3週間の外傷を負わせた事件です。被告人は下見のために実行犯が宿泊するホテルの予約や犯行に使う車の手配など、この事件の幫助をした点について罪に問われました。

資産家である被害者女性に対して、財産面などで恨みを持っていた女性(被害者のおば)から「被害者女性を財産・身体面で傷めつけてほしい」と依頼を受けた暴力団幹部(計画犯)は、「依頼を成功させることで依頼者から金銭的援助を受け、暴力団の勢力を拡大することが出来る」と考え、「1人100万円の報酬」を条件として依頼を引き受けて、刑務所仲

¹ 幫助とは、犯罪の実行行為を容易にするために行う、実行行為以外の行為を指すもので(刑法62条)、狭義の共犯となります。正犯(実行行為)を幫助した場合は、その刑から減刑されます(刑法63条)。

間や暴力団の知り合いら3人（実行犯）に犯行を持ちかけました。その計画犯である暴力団幹部を兄貴と慕い、舎弟兼付き人として運転手をしていた被告人は、9月上旬にその話を聞いたといっています。

被告人が強盗についての話を聞いた当初は、「依頼人から金銭的援助を受けることで、暴力団幹部として若い衆が食べていくことができ、組の3代目になることができる」というその男気に感激したといっています。しかし、強盗自体には反対で、生活面で世話になっていた手前、面と向かって反対であると言うことはできませんでしたが、自らは出所したばかりの身であるため加担するつもりもなかったと言っていました。

事件についての実行犯の動きと被告人の動きをまとめたものは以下の通りです。

実行犯の動き	被告人の動き
<2010年11月初旬> ・被害者宅下見	・計画犯からの指示で実行犯が宿泊するホテルを予約 ・実行犯をホテルへ送迎 ・計画犯の知り合いから借りた軽自動車を下見用の車として実行犯へ提供 ・実行犯からの指示（被告人は計画犯からの指示と理解）により、偽造のナンバープレートのカラーコピーを作成
<犯行前日> ・実行犯が盗難車で青森に ・下見2回目 被害者宅の間取りを確認	・ナンバープレートを実行犯に手渡す
<犯行当日> ・犯罪実行 ・逃走 ・金品を3人で分ける	・家でテレビを見ていた際、実行犯から電話があり、逃走中の実行犯と合流して一人を車に乗せる ・実行犯が盗んだボストンバックを受け取り計画犯に渡す
<後日> ・依頼者から報酬45万ずつ受け取る	・計画犯の指示で、犯行に使われた車を計画犯の実家がある盛岡に隠す ・計画犯の指示で、盗んだボストンバックを切り裂き隠滅

被告人は、常日頃から計画犯の舎弟として、知人が来た際はホテルの予約や送迎を任されていたため、本事件における行動は特別なものではないと言っていました。また、車の手配やナンバープレートのコピー、車や盗品の証拠隠滅などについても、計画犯の指示であると理解して逆らうことができなかったと言っていました。逃走については、実行犯が捕まることで計画犯である兄貴や自分が捕まることを恐れて行動したと言っていました。

（3）被告人の生育環境

被告人は高校を1年で中退し、埼玉で実家の塗装店の手伝いや他のアルバイトをしながらのんびりと過ごしていました。その後、結婚して長女を1人授かり、それを機に資格を取って建築関係の仕事に2年間就いていましたが、結婚前から付き合いのあった暴力団と再びつながりを持つようになったため、離婚することになりました。離婚後は定職に就くことはなく、1999年に覚醒剤取締法違反で受刑し、その後も窃盗や覚醒剤などの犯罪を繰り返していました²。また、肝炎を患っており、年に1度検査はするものの、治療薬なども飲んでいないということでした。

2005年に刑務所仲間を通じて今事件の計画犯である暴力団幹部と知り合い、「舎弟にならないか」と誘われました。被告人の父母は既に他界していて兄弟もおらず、離婚した妻子とも連絡をとっていなかったため、埼玉には自分の居場所がなく、当時覚醒剤取締法違反容疑で逃走中であったこともあり、彼の舎弟になるために八戸へ行くことを決意したといえます。被告人は彼のことを「兄貴」と呼んで慕い、出所後は住居など様々な面で世話になっていたため、運転手などの身の回りの世話を引き受けていました。

犯行当日の被告人は、デニム生地地の黒の上下つなぎ服のような服装で出廷しました。被告人の開廷中の態度は、証言台に立っている時は腰の後ろに手を組み、検察官の質問や説明に時折ふてぶてしいような態度をとることもありましたが、法廷を出る際には毎回弁護人に頭を下げていたのが印象的でした。

被告人は最終陳述において、「改めて被害者に謝罪したい。すみません。原因は仕事が無いことと、暴力団との関係性があったから。社会復帰のために、定職について暴力団や薬物との関係を断ち、残り少ない人生を全うしたい」と述べました。かつても「反省する」「暴力団との縁を切る」と言いながら犯罪を繰り返してきたことについては、「誘惑に負ける自分の意志の弱さ」が原因であるとし、「更生保護³などに援助してもらいながら、自分なりに精いっぱい頑張っていきたい」と述べていました。

(4) 検察側の主張

検察側は、パワーポイントや資料を活用しながら分かりやすく丁寧にハキハキと喋り、裁判員やモニターの様子を一つ一つ確認しながら進行していたのが印象的でした。検察官の一人が口頭で説明をし、もう一人がそれに合わせてモニターを操作していてスムーズに感じました。

検察側は、事実関係について証拠や供述による証拠は十分であるとして、以下の4つの点を主張しました。

①高年齢女性に対する極めて危険な犯行の手助けをしている

犯罪慣れしている実行犯が、一人暮らしの無防備な高齢の女性に対して暴行・脅迫を行い、ナイフなどを持っていたことなどからも抵抗していれば重症になることや死に至る可能性もあり、被告人はこのような犯行について容認しているものであるといえる。

弁護側の「実行犯との関連性は薄い」という意見については、関東から来ていた土地勘のない実行犯にとっては、地理的・心理的な不安について被告人は重要な役割を果たした

² 文末の※参考資料を参照。

³ 犯罪や非行をした者が社会の中で普通に生活しながら、適切な指導や援助を行うことで対象者の社会復帰を助けるとともに、再犯や再非行を防止する国を中心とした政策のことを指します。

といえる。さらに、「実行犯がナンバープレートのコピーを更に加工している」という意見については、基礎を作ったのは被告人であり、実行犯はテープを貼るなどの最終的な加工でしかない。

②暴力団組織の維持・拡大という反社会的動機

被告人は、計画犯の「組の3代目になる、」といった男気に感激し、加担する気はなかったと言っているが、「何でも協力して成功させる」と調書には書いてある。確かに報酬はなかったものの、計画犯である兄貴の利益が被告人の利益と考えれば見返りはあった。また、生活面で世話になっている立場として、「従わざるを得なかった」のではなく「兄貴のために進んで行った」と考えるのが自然である。

③生じた結果が重大であり、被害者が厳罰を希望している

被害者に全治3週間のケガを負わせるという重大な結果があり、加えて被害による心理的損傷が被害後も続いており、被害者が意見書においても厳罰を望んでいる。

④再犯可能性

被告人は暴力団幹部の舎弟であり、窃盗や覚醒剤など7件の前科があることに加え、本事件後も覚醒剤で受刑中であることから、再犯可能性は高い。

以上を述べた上で、幫助犯であることに加え、行為を認めていること、行為は川村の指示によるものであること、金品を被害者に返していること、別の罪で服役中であり余罪⁴があることなどを考慮した上で、懲役3年を求刑しました。

(5) 弁護側の主張

弁護側は検察官とは対照的に、資料は紙のみを使用しており、声がうまくマイクに入っていなかったのか聞き取りにくく、頼りないような印象がありました。

弁護側は事実関係に争いはないとして、以下の7つの点を考慮してほしい点として主張しました。

①実行犯の起こした事件との関連性が薄い

被告人は事件について計画から関与しておらず、すべて指示に従い逆らえなかった

②計画犯や実行犯から見て従属的立場にあった

③強盗を成功させる意欲が強い

被告人が事件について主体的に取り組んだ事実はなく、利益や報酬を期待していない。

④反省や更生への意欲

被告人は犯行後、被害者に対して金品の一部を還付済みであり、謝罪文を送るなど反省しており、暴力団との縁を切り定職に就き、罪を二度と犯さないと述べている。建築関係の資格も持っており、更生の期待性はあるといえる。

⑤受刑中の有罪であり、前科は前裁判で審理済みである

⑥強盗の実行犯（懲役8年）と幫助との刑の差が必要

⑦犯行現場には関与していない

(6) 被害者の意見書

⁴ 既に取り調べられている、又は起訴されている罪以外の罪のこと。

被害者は意見書や供述調書において、被害者はかつて頭蓋骨に人工骨を入れる手術を行ったことがあり、医師によれば暴行を受けた場所が悪ければ死んでいたかもしれないとのことでした。今でも事件のことを夢に見ることがあり、寝る時は未だに怖いというトラウマを抱えており、事件以来、人が近づくと殺されるのではないかと思うようになり、医師にはうつ病であると診断されるほど心の傷が大きいようでした。また、「新聞などの報道によって他の強盗犯に目を付けられているのではないかと不安になり、強化ガラスなど防犯対策に100万円を費やし、「今は亡き夫と暮らしていた家だけれども、引っ越しも考えている」と述べられていました。被告人については、「他人の心も分からずに事件を起こすような人は、一日でも長く刑務所に入ることを望む」と、強く厳罰を望んでいました。

(7) 裁判員の様子

本裁判は、裁判員6名（男性3名、女性3名）と補充裁判員が女性2名、男性裁判官2名と男性裁判長によって行われました。男女比は半々でしたが、裁判員の年齢層は30~40代前後の中年層が目立ち、補充裁判員の2人は20代と60代の方のように見えました。裁判員は公判中、メモを取ったり、書面を見て考え込んだり、皆真剣に話を聞いていましたが、時折険しい表情を見せることもあり、手をあごにあてて考えこむような姿勢を取る人や話し手をじっと見て耳を傾けている人が印象的でした。女性裁判員が被告人の妻子について尋ねるなど、女性らしい質問をしていたこともとても印象的でした。

(8) 判決

裁判長は、「被害者の精神的苦痛は大きい。被告は、悪質で重大な犯罪に関与した」と述べて、検察官の懲役3年の求刑に対して、懲役2年8月を言い渡しました。被告人が、下見用の車を実行犯へ提供し、犯行用の車に使用する偽造ナンバープレートのコピーを行ったことを指摘した上で、計画犯からの指示を断ることが出来なかったという主張に対しては、「強盗の計画を知りながら自らの意思で犯行に関与した」として、有利な判断がされる余地はなかったようです。

2. 考察

実際に裁判員裁判を傍聴してみて、従来の裁判は手続的に淡々と進んでいる印象が強かったのですが、裁判員裁判は裁判員や傍聴人を意識した分かりやすい裁判になっているということを実感しました。

特に大きく変わったと感じたのは、検察官・弁護人の証拠調べ手続等における表現の仕方や説明の構成が、両者とも丁寧すぎる位で、むしろ回りくどくなってしまっていたことでした。これは以前、裁判員の方からお話を伺った時にも触れられていたことで、多少なりとも法学に触れている私たちが感じることはさておき、実際に裁判員を経験した方が「説明・追及がくどいところもあった」と仰っていたということは「やり過ぎ」な面もあるのかも知れません。本事件は、前科や反社会性などの弁護側に不利な条件が多かったこともありますが、検察側と弁護側の説明の仕方には明らかな優劣が見られ、そのようなパワーポイントや資料などを使用した両者の視覚的な立証によっても、判決を左右することにな

ること実感しました。また、相手側が言ったことに軽く触れながら話すなど、公判前整理手続を思わせるようなやり取りも強く感じました。

裁判員裁判に触れたことによって、個人的に裁判員に選ばれることについての変化は変わらず「積極的にやってみたい」が、公判の合間に細かく休憩を挟んではいたものの、傍聴するだけでも結構な疲労を感じたので、正直裁判員の「負担」の部分を実感しました。使命感がある人や人の人生を左右する判断をするのに必要な時間と考えれば少ないくらいだと思うのですが、思っていたよりも大変だと思ったのが正直な感想でした。私が傍聴した今回の事件は、他の事件に比べれば比較的軽微な事件でしたが、この時間的な負担に加えて、重罪事件を判断するような場合の精神的負担がさらに加われば、もっと大変になるだろうと感じました。

私がこの事件の裁判員を経験した訳ではありませんが、初めて傍聴したこの裁判員裁判は、私にとっても普段ニュースで見る事件の判決よりも思い入れの強い裁判になったことは事実です。市民が裁く裁判に実際に触れたことで、これまで以上に犯罪について考えさせられることが大きくなりました。従来の裁判も何度か傍聴したことがありますが、被告人の「人生」にさらに踏み込んで触れることができたような気がしました

また、裁判員裁判に限らず、今回の事件においては被告人の覚醒剤の常習性や再犯性など、個人的に私が卒業研究で触れていた「更生」と関連してとても関心を引かれるものがあり、犯罪者の社会復帰についてさらに考えさせられました。特に被告人が自分自身のことを「天涯孤独」と言っていたことについて、確かな身寄りがいないことや職に就けないことが再犯につながっているのだということを実感することができました。犯罪者の就労支援や社会的理解の必要性については、早急に解決していく必要があると思います。

しかし、確かに暴力団が再犯の温床となっていることは確かで、つながりがあることは良くないと思いますが、被告人が「組織ではなく兄貴を信頼している」と言っていた点について、身寄りのない被告人にとっては、「兄貴」は「理解者」として大切な存在なのかもしれないと思いました。そのような複雑な思いもありますが、ほぼ求刑通りの判決ではありながらも、その中には裁判員の最後の望みが込められていると信じたいですし、被告人に少しでもそれが伝わってほしいと思いました。

おわりに

裁判を傍聴しながら、「もしも自分が裁判員だった場合、どのような質問をするか」を考えながら裁判の様子を見ていました。まだ施行されて間もない制度のため、見直していくべき点は多々ありますが、初めは裁判員裁判に消極的だった方が裁判員を経験した後に積極的になる方が多いように、実際に現場に赴くことで理解し、まずは市民が裁判の傍聴から触れていくことが大切だと思いました。裁判員裁判ではなくても、普通の裁判でさえ見たことがない人はいまだに多いでしょう。裁判を傍聴することが、司法や裁判を考える契機となり、犯罪を理解していく取り組みへつながれば良いと考えます。

裁判員裁判を傍聴してみて、学生のうちにとっても良い経験ができたと思います。社会人になってから裁判を傍聴できる機会は減ることになりますが、機会があれば是非また傍聴したい気持ちはあります。裁判の動きに目を向けながら、裁判に市民の民意がどのように

反映されていくのか、今後も注目していきたいです。

参考 HP

Web 東奥 <http://www.toonippo.co.jp/>

※参考資料：被告人の前科・前歴

罪名		刑罰
覚醒剤取締法違反	知人と覚醒剤を使用	懲役 1 年 10 月
〃	覚醒剤を使用	懲役 1 年 6 月
傷害、〃	店員を殴る、覚醒剤を使用	懲役 1 年 10 月
窃盗、〃	パチンコ玉を盗む、覚醒剤を使用	懲役 1 年 4 月
〃	覚醒剤の使用・所持	懲役 2 年
〃	覚醒剤の所持	懲役 2 年 6 月
窃盗、〃	覚醒剤の使用、車を盗む、カード使用の詐欺	懲役 3 年
〃	覚醒剤の使用	懲役 3 年 (受刑中)



(裁判員裁判を傍聴した青森地方裁判所第 1 号法廷 (裁判法ゼミナール見学時))



(青森地方裁判所ウェブサイトより、右は評議室)